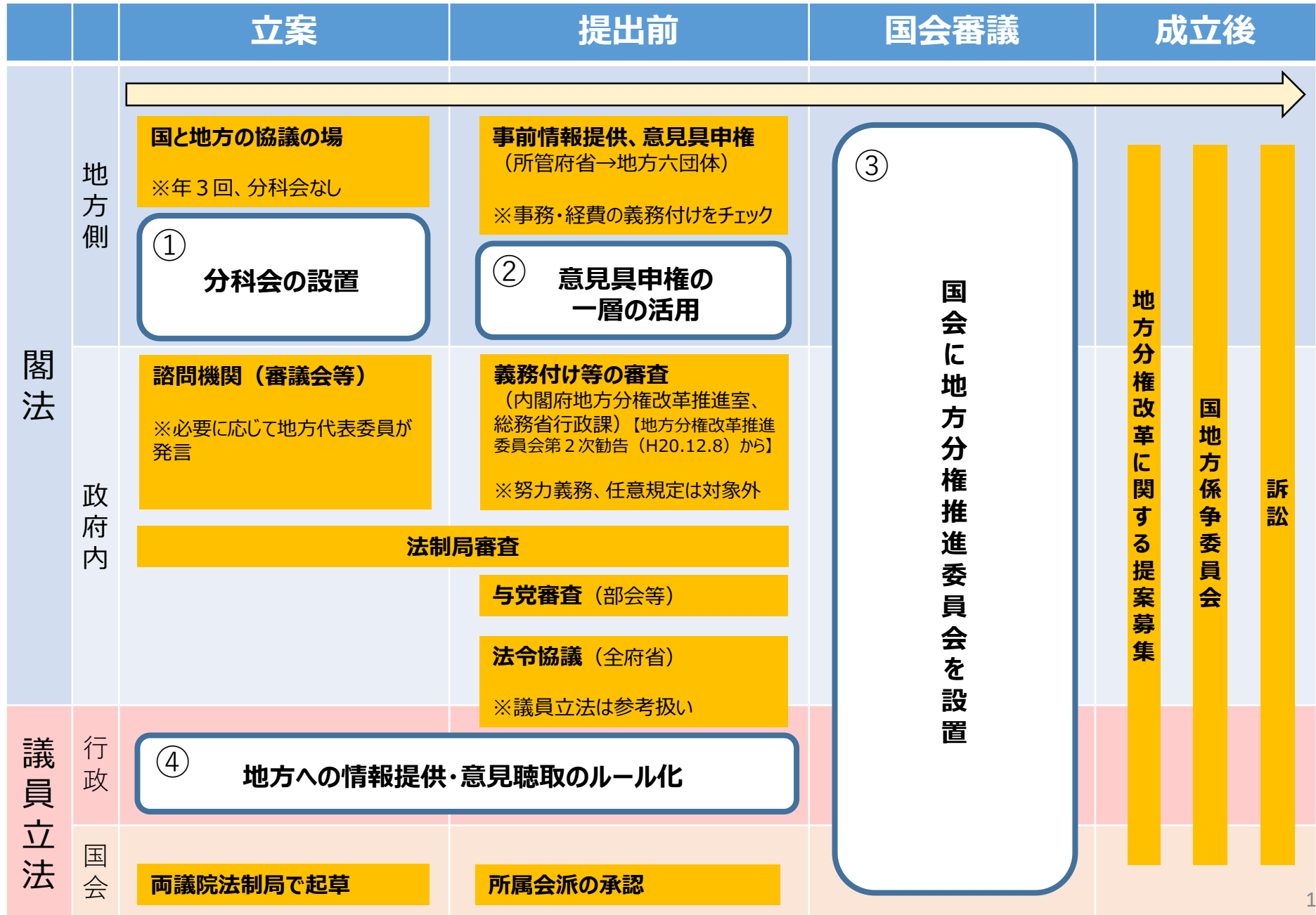


立法過程への地方の関与

長野県提出資料



実現方法の検討

長野県提出資料

	事項	実現方法	議員立法	所管
①	国と地方の協議の場に分科会を設置	<p>議員の求めにより、議長（官房長官）が決定</p> <p>【国と地方の協議の場に関する法律】 第五条 議長は、協議の場における協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。 2 議員（議長である議員を除く。）は、協議の場における協議に資するため必要があると思料するときは、議長に対し、前項の分科会の開催を求めることができる。 3 第一項の分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定める。</p>	×	内閣官房、内閣府（地方分権改革推進室）
②	意見具申権の一層の活用	<p>計画策定（努力義務、任意規定含む）に対する反対意見提出の徹底</p> <p>【地方自治法】 第二百六十三条の三 略 2 前項の連合組織で同項の規定による届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。 3・4 略 5 各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。</p>	×	地方六団体事務局、各都道府県
③	国会に「地方分権推進委員会」を設置	<p><常任委員会> 国会法41条改正 <特別委員会> 衆議院、参議院で会期ごとに決議</p>	○	両院事務局
④	議員立法について、地方への情報提供・意見聴取のルール化	<p>(例) ・地方六団体から両院事務局に申し入れ ・政党公約にルール化を盛り込む</p>	○	両院事務局、各会派